

跡地等管理区域／協定

①跡地等管理区域について

- 空き地が増加しつつある既存集落や住宅団地等において、空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損等を防止し、良好な生活環境等を維持するため、跡地等の適正な管理を必要とする区域及び跡地等の管理に係る指針を定めることができる(居住誘導区域には定めることができない)。

②跡地等管理指針について

○指針に記載することが想定される内容

- ・跡地等を適正に管理する上での留意点

〔 病虫害が発生することがないように適切に除草等を行う旨
除木の枯損が発生した場合に伐採を行う旨 〕

- ・適正な管理水準

- 指針に即して跡地等の適正な管理が行われるよう、市町村は所有者等に対して指導や助言などを行う。
- 跡地等の適正な管理が行われず、生活環境等が損なわれている場合、市町村は所有者等に対して指針に即した管理を行うように勧告することができる。



雑草の繁茂



廃材の堆積

③跡地等管理協定について

- 所有者自ら跡地等を適正に管理することが困難な場合、市町村又は都市再生推進法人等は、跡地等管理区域内で所有者等と管理協定を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。

(都市再生推進法人等が当該協定を締結するときは市町村長の認可が必要)



雑草の草刈、中低木の剪定